

生活保護制度の概要

1 目的

憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図る。

2 対象者

資産、能力等すべてを活用しても、生活に困窮する人。

3 保護の内容

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助。(各扶助の基準は、厚生労働大臣が設定。)

(平成24年度生活扶助基準の例)	徳島市	鳴門・小松島・阿南市	その他
単身世帯(68歳)	73,540円	66,260円	62,640円
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	157,580円	142,980円	135,680円
母子2人世帯(30歳、4歳)	137,530円	125,440円	120,190円

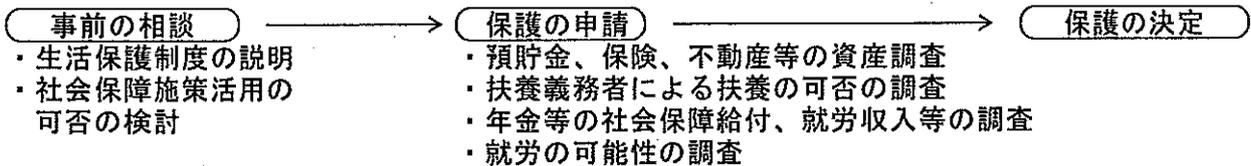
この他に、住宅扶助
徳島市 : 単身29,000円、2人以上38,000円
徳島市以外 : 単身28,000円、2人以上36,000円

等が支給される場合がある。

4 保護の実施機関

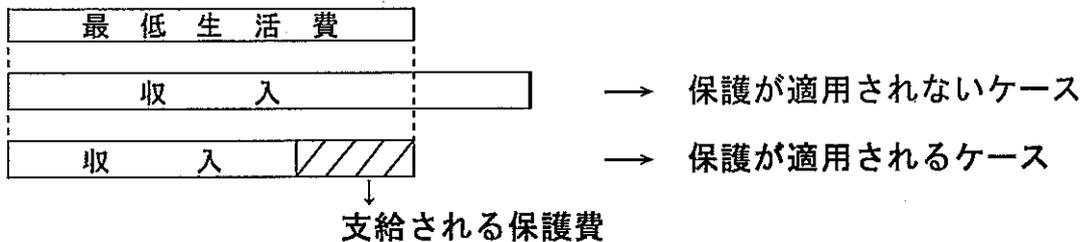
東部保健福祉局、各総合県民局及び8市福祉事務所。

5 保護受給に至る手続



6 保護の決定と支給される保護費

厚生労働大臣が定める最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。



※収入：預貯金、年金等社会保障の給付、就労による収入、親族による援助等を認定。

7 保護開始後の調査及び指導

世帯の実態に応じ、年2～12回の訪問調査を行う。

収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施。

就労の可能性のある者への就労指導を行う。